

令和2年5月1日

ご家族の皆様へ

社会福祉法人東山愛光会
理事長 佐々木 賢 治

職員が新型コロナウイルスに感染した場合の対応について

拝啓 若葉の候、ご家族の皆様には、益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は、当施設の運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症は、感染源が不明のまま各地域で感染が蔓延しており、未だ治療方法が確立されていない状況の中、利用者、ご家族の皆さまはもとより、現場で従事する職員にも不安が広がっております。今現在岩手県では、感染者の発生は見られてはいませんが、全国的には感染者が拡散し、私たちが暮らすこの地域で、いつ感染者が出て不思議ではない状況です。

このような状況に対して私ども高齢者福祉施設としては、利用者への感染防止には、職員と同居の家族を含め、まず職員自身の感染防止が最優先であることから、「感染リスクの高い場所への出入りを避ける（県外移動禁止・3密を避ける）」「手洗い・うがい・マスクの常時着用など衛生行動をする」「感染の疑いがある場合には、出勤は見合わせ一関保健所に相談する」などの対策を徹底して参りました。

しかしながら、どんなに感染防止対策を徹底しても100%感染を防げる訳ではなく、職員に感染者が発生する可能性もあります。

そこで、当施設職員に感染者が発生した場合の対応を、別紙のとおり決めさせて頂くと共に、厚生労働省からの対応の方向性の趣旨を踏まえ、当面の間、面会制限を継続させていただきます。ご利用者、ご親族の皆様は、ぜひご理解をいただきますようお願い申し上げます。

なお、お電話での様子確認や、電話対応可能な入所者様との通話も可能ですので、遠慮なさらずに電話して頂きたいと思っております。

以上、宜しくようお願い申し上げます。

敬具

【別紙】

《職員に感染者が発生した場合の施設の対応》

●入所者と職員への対応

- ① 感染した職員と接触のあった入所者に検温し、発熱のある入所者への検査を保健所に要請します。
- ② 次に①で検温し、発熱が確認されなかった入所者の検査も保健所に要請します。
- ③ 感染が判明した職員以外の職員に検温を実施し、発熱があれば、その職員と接触のある入所者の検査を保健所に要請します。
- ④ 他の職員や入所者への感染が判明すれば直ちに、入院治療を開始します。入所者に感染者が発生した場合には、全て保健所の指示に従います。

※保健所の検査には、家族の承諾と署名が必要になりますが、施設管理者の代筆でも可能ですので、ご承知置き願います。

●ご家族様への対応

- ① 職員に感染者が発生したことを、直ちに電話、若しくはメールで全ての家族様に連絡します。
- ② 全ての入所者に検温し、検温の結果と身体の様子をお知らせします。
- ③ 発熱があった入所者の家族様には、保健所の検査など、その後の対応について相談させていただきます。
- ④ 入所者の検査の結果、感染が判明した場合について、全て保健所の指示に従い対応させていただきます。

●ご家族様の面会に関するお願い

上記の施設からの連絡に対し、入所者を心配されて家族様が面会にいらっしゃいますと、ご家族様自身に感染リスクが発生します。施設としては、これまで通り、ご家族様には面会制限にご協力を頂きたいと思っておりますので、ご理解とご協力をお願い致します。